

令和7年4月26日臨時社員総会

次第・議題書

日時 令和7年4月26日（土） 午前13時00分から

場所 播磨自然高原クラブ 山の家 1階

一般社団法人**播磨自然高原クラブ**

兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1164番地

TEL 0791-56-0270

FAX 0791-56-0272

Mail 0270@harima-skc.com

次 第

1. 開 会

2. 代表理事あいさつ

3. 議長選出

4. 社 員（社員口数）数の確認

総社員 508 口 （令和7年10月31日認定）

出席数 口

（内、議決権の代理行使、及び議決権行使書の社員数 口）

※社員総会は、議決権の代理行使（委任状）、及び議決権行使書を含み
総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要です。

5. 議 事 （議題書）

第1号議題 理事岩田尚子、理事岸波敬子、理事澤清司、理事壺坂哲男、理事仁木島清子、理事丸山哲男、理事山上直也、理事山脇丈一の理事としての責任を問うこと、及び、社員除名のこと。

【提案内容】

（大規模断水事故の対応）

丸山理事ほか7理事は、事故復旧作業にも携わらなかった。事故後、大規模断水事故に関する照会を実施した、

丸山理事、澤理事、岸波理事。山脇理事は照会に対して回答がなく、全く誠意がなく悪質である。事故発生の認識すらされていない可能性が高く、復旧対応も放置された。

岩田理事は、事故発生の事実はホームページで知ったと回答した。水道事業の諸課題は認識していたと回答されたが、その後の事故の復旧対応は放置された。

壺坂理事は、事故の連絡すらなかったと自らの責任を回避した。水道事業の諸課題は歴代代表理事の責任であると、責任を回避している。復旧対応は放置された。

仁木島理事は、「私のような名ばかりの理事は即刻解任し、新理事にバトンを渡したい。」と反省はされているが、復旧対応は放置された。

山上理事は、全て他理事達の代表理事に対する不信感によるものと、責任を回避している。過去の火事では起こらなかったもので予測不可能であった回答、復旧対

応は放置された。

丸山理事ほか7理事の責任は重く、社員を除名することは妥当である。

(3月19日の不存在理事会)

無権限者が令和3月10日に理事会招集通知し、3月19日に理事会を開催し決議したとし、無効である決議結果を従業員に通知し、運営を混乱させた。

丸山理事らは、令和7年2月25日発、2月27日着の「臨時理事会招集」を請求され、法第93条及び定款第31条第2項の定めを根拠としている。本通知の根拠、法第93条第3項

「前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。」

との定めによるものである。

一方、貴殿らの令和7年2月25日発、2月27日着の「臨時理事会招集請求」は、請求のあった日から5日以内の、3月1日付で岡庭代表理事は貴殿らの「臨時理事会招集請求」にある目的とする事項を含み予定議題とする「理事会招集通知(3月12日開催)」を発している。

よって、丸山理事らの「臨時理事会招集通知」は、法第93条第3項の定めを満たしておらず、その招集通知の根拠を失当している。この定めを反した無権限者が招集した臨時理事会は不存在であり、理事会の決議は無効であることを、令和7年3月12日に通告している。

しかしながら、丸山理事らは3月23日付「ご通知(重要)」で3月19日に理事会で決議したとしてその決議事項(無効事項)を、従業員宛てに送付し混乱を生じさせた。また、丸山理事らは、3月23日(丸山理事、岸波理事、澤理事、山脇理事、壺坂理事、岩田理事、山上理事)及び3月24日(丸山理事、岸波理事、澤理事、山脇理事、山上理事)に管理事務所へ押し入り、従業員に対して指示命令に従うよう威嚇し、従業員は身の危険を感じ、業務を遂行できなくなり、管理事務所は混乱し警察が介入し収めた、高原クラブの信用を著しく失墜させた。

丸山理事ほか7理事の責任は重く、社員を除名することは妥当である。

(理事会の機能喪失)

加えて、理事会の機能喪失による、社員総会が2年も開催されないこと、及び、訴訟の乱発で、高原クラブの運営を混乱させた。

令和5年度、及び、令和6年度の定時社員総会が、丸山理事らの妨害で開催できず決算決議を得られなかった。岡庭代表理事は繰り返し、理事会で社員総会開催について議題とする提案したが、岡庭代表理事の理事会招集通知に対して丸山理事らは欠席を繰り返し、提案議題を決議できなかった。

また、令和6年7月には理事の任期が満了したが、社員総会を開催できず。理事の選任もできなかった。

加えて、丸山理事らは訴訟を乱発し、及び、訴訟を放置し、高原クラブの運営を

混乱させた。

概ね、丸山理事ほか7理事の責任は重く、社員を除名することは妥当である。

【除名社員の弁明】

下記の社員に、社員総会において弁明する機会を与える。法第30条
理事岸波敬子、理事澤清司、理事丸山哲男、理事山上直也、理事山脇丈一

【提案根拠】 法第30条の定めに基づき、社員総会の議題とする。

第2号議題 理事岩崎勝人、理事岩田尚子、理事岡庭晋司、理事岸波敬子、理事澤清司、理事壺坂哲男、理事仁木島清子、理事丸山哲男、理事山上直也、及び、理事山脇丈一の任期満了による後任理事13名の選任のこと
(請求者 総社員の議決権の30分の1以上の議決権を有する社員)

【提案内容】 法第63条第1項に基づき下記の理事を選任することを求める。

理事候補者 李幸俣、岩崎勝人、江口玲子、大友隆英、岡庭晋司、尾上彰、河野秀世、黒兼正博、酒井良直、大喜秀広、遠山寛、土倉みね子、村上務
(理由)定款に定める員数規定内において、理事を選任することを求める。

【提案理由、根拠】 法第43条第2項の定めに基づき、社員総会の議題とすることを請求されたもの。

6. 閉会

※この文書において、法とは「一般社団法人及び財団法人に関する法律」を示す。

【注意をお願いしたい事項】

[総会出欠票について]

- (1)法人会員の議決権の代理行使（委任状）の受任者（代理人）は担当者1名とし、住所に事業所所在地、氏名に受任者（代理人）の氏名を記入ください。
- (2)議決権の代理行使（委任状）、議決権行使書の変更は受けません。
- (3)総会出欠書の提出期限は、社員総会の前日です。（事務処理などの関係上、早めご返送下さい。）
- (4)社員総会に出席されるなどで意思表示されることをお願いします。出席されない方は、議決権の代理行使（委任状）、及び、議決権行使書の提出をお願いします。なお、総会出欠に関するハガキの返送がない方へは、ご案内のメールや電話・FAXを差し上げる場合があります。ご理解、ご協力をお願い致します。

[総会会場の入場について]

- (5)ご出席の場合は、臨時社員総会のご案内、議題書をご持参下さい。
- (6)社員本人、議決権の代理行使（委任状）の受任者（代理人（社員が個人である場合は当該社員の家族、社員が法人である場合は当該社員に準じる者））以外の方は、総会会場に入場は出来ません。
- (7)議決権の代理行使（委任状）の受任者（代理人）は、代理人の資格を有するものであることが確認できる資料、及び、本人確認資料を係員に提示し、係員の確認を得てから総会会場に入場下さい。
- (8)議決権の代理行使（委任状）を提出された方が、総会会場に入場される場合、議決権の代理行使を撤回した後、（すでに、受任者（代理人）が会場に入場されている場合は、受任者が退席されてから）入場頂きます。
- (9)議決権行使書を提出された方が、総会会場に入場される場合、議決権行使書を撤回した後、入場頂きます。なお、傍聴席の入場（出席者としての議決権はありません。）は、撤回は不要です。

[社員総会の審議について]

- (10)発言は議長の許可を得てから発言ください。
- (11)議案に対するご発言は、上程議案ごとにお受けいたします。議案に関係しないご質問・ご意見はお受けできません。なお、質問及び答弁は1問1答で行います。
- (12)円滑な議事進行のため、事前にご質問・ご意見を通知（管理事務所に提出）していただくようご協力をお願い致します。
- (13)発言者は上程議案ごとにそれぞれの発言とし、発言希望者が多数の場合、皆さんからご発言をいただくため、1回当りの時間を制限する場合があります。再度の発言をお望みの方は、他の方の発言が一巡した後に発言をお願いします。

令和 7 年 4 月 8 日

会員、社員の皆様

一般社団法人播磨自然高原クラブ
代表理事 岡庭 晋司
従業員 一同
支援会員 一同

先日来、理事丸山らから「理事会決議並びに社員総会開催について」と題する怪文書が一部の会員向けに送られています。

ここに記載ある 3 月 19 日理事会は、**適法な手続きを経た理事会でなく、当然決議したことは、全て無効です。**

嘘をバラまく理事丸山らの行動は、上郡町の公金不正受給を強く疑われている、自治会の幹部らしき行動です。皆様におかれましては、充分気をつけられるようお願いいたします。

理事間の対立の影響で、混乱を招き、ご迷惑をおかけしていますこと、深く陳謝いたします。私をはじめ従業員やそれを支援頂ける会員が協力して、会員サービスが停滞する事が無いよう努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

この混乱の原因は、昨年 7 月で任期が切れた理事の新任選出ができないことによります。

これまで、岡庭代表理事は幾度も、新理事選任のための社員総会招集をしようとする他の理事に働きかけましたが、10 名の理事のうち理事丸山ら 8 理事から反対され、多勢に無勢で社員総会招集が叶いませんでした。

そのため、既に理事候補者 13 名を擁立し、社員 51 名により裁判所に社員総会招集許可を申立し、併せて丸山理事らに対して、法に基づく理事選任の議題とする請求を行っていました。裁判所への申立は、未だ審査中ですが、近々、許可が下りるものと思われれます。

理事丸山らが、任期切れとなっても理事に居続けようとするのは、確固たる理由は不明ですが、自治会不正受給疑いのこともありますので、高原クラブ内での権限を保持し続けることのみが、唯一の保身の手段であろうというのが大方の見解です。今後とも、会員の皆様からのご協力をいただきながら、気を引き締めて対峙いたします。

(3月19日理事会)

理事丸山らは。岡庭代表理事を解職したなどと主張していますが、3月19日に開催した理事会は、法律の定め（理事会の招集は代表理事が行うもの、理事丸山らは招集権限がない）より開催されたものでなく、当然、決議は無効です。

岡庭代表理事を解職したとすること、社員総会を開催すること、訴訟代理人を理事丸山に委任することなど、全て無効です。

(理事丸山らの所業)

理事丸山は代表権を有する理事に選任されたと主張していますが、理事丸山らは2月の大規模断水事故にも、復旧作業をほったらかし、あいも変わらず岡庭代表理事を非難することに終始しています。

彼らには、危機管理能力か欠如しており、危機に陥ってもまるで他人事、近い将来訪れる、南海トラフ大地震、台風被害、集中豪雨土砂災害、に対して、高原倶楽部の道路、水道のインフラ施設の機能維持、会員へのサービスの維持はできないでしょうし、努力もしないでしょう。この様な大事なことを放置し「代表理事を解職した」「訴訟の代理人を選任した」などと主張し、理事会を混乱させたり、会員を惑わすような行為は、理事としてあるまじき行為です。

理事丸山らは、訴訟など、争いばかりを起こし、安心して山荘ライフを楽しめない、多くの会員が困惑し意見されています。

また、会員の皆様が楽しみにしている、祭りやイベントの開催も一切、手伝うこともありません。近時では、皆様のご支援のもと、やっとの思いで開店して大盛況をいただいているカフェ「結いの里」

の閉鎖を強要してきています。会員相互の親交を破壊する行為にはほかなりませんが、岡庭代表理事のリーダーシップのもと従業員やその支援者が協力して皆様のご期待に応えるよう運営しています。

（従業員への強要）

理事丸山らは、自らの主張を繰り返し、挙句の果ては管理事務所を占領し、従業員に「私が代表理事だ。私の指示に従え！」と強要しています。

従業員は「理事丸山らの指示（脅迫じみた指示）には、おかしい、そもそも経営能力や利他の心が無い者がリーダーになると高原クラブの運営がおかしくなる。指示には従えない。」と言っています。

何よりも従業員が岡庭代表理事に全幅の信頼を寄せて業務にあたっていることこそが高原クラブの現実です。

代表権は権利でもありますが、理事丸山らは、それ以前に義務があることを忘れてるようにしか受け止められません。

（会員資格を喪失した理事）

加えて、理事仁木島、理事岩田、理事壺坂は、すでに山荘を、売却し、会員資格、社員資格を失っています。高原クラブを利用する方ではありません、岡庭代表理事の運営に意見する資格はないと思われ、一刻も早く播磨自然高原から退場していただきたい。

（終わりに）

岡庭代表理事は、令和5年度決算において、前年より大幅な収益を計上したことや、高原のイベント復活など、に努めており、一つでも会員サービス充実を、図るべく取り組んでいます。皆様のご支援をよろしくお願いします。

従業員はもとより支援をくださる会員は、決して争いを望むものでなく、皆さんと協力して多く抱える課題解決に向け、取り組んで参る所存です、重ねてご理解を賜りますようお願い申し上げます。